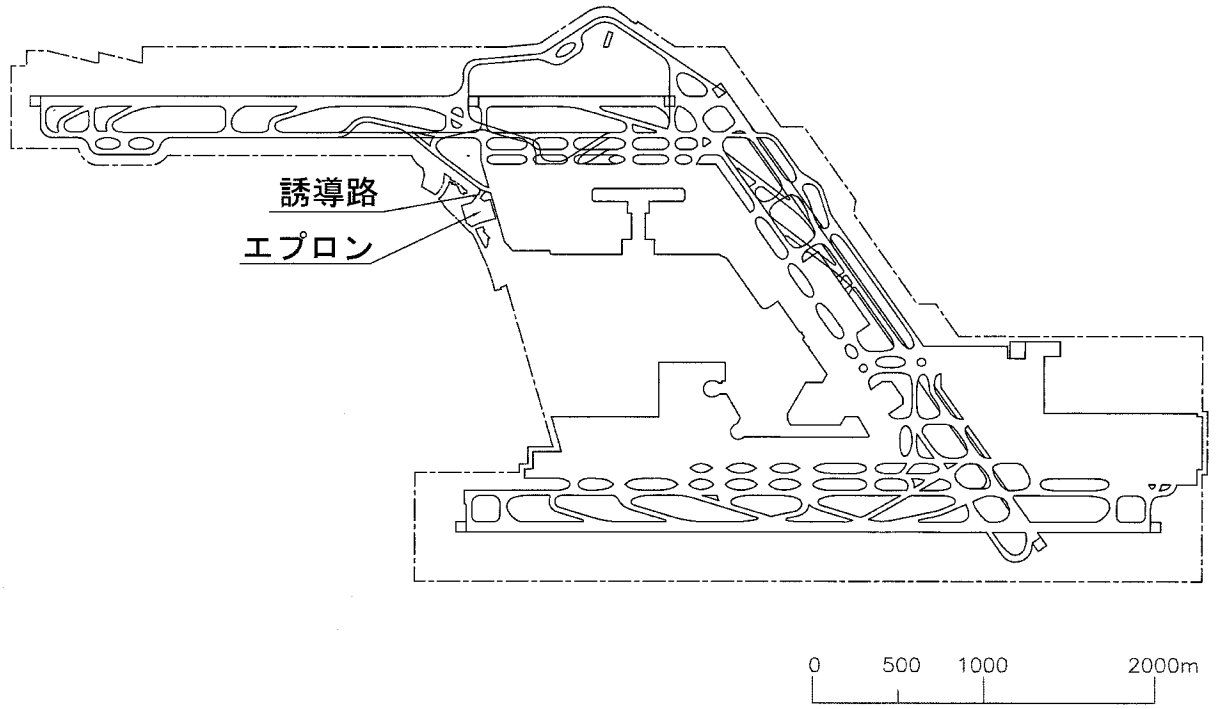
別図　成田国際空港



○国土交通省告示第五百四十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十六年五月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　北海道呼人二地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域

北海道網走市

字呼人　六二番三　一号
六一番二　二号
六〇番二　三号
六三番一　四号
六二番三六　五号

二　東京都寺岡地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を養沢川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

東京都あきる野市大字養沢

字寺岡　一四五九番地先河川敷　一号
一四一八番一　二号
一三八二番　三号
一三六三番　四号及び五号
一三六二番　六号から八号まで
一三六一番　九号
一三九六番　十号
一四五一番　十二号
一四五五番　十三号
十一号

字矢伏　一三一三番

三　石川県松尾地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

石川県七尾市沢野町

フ　一〇番　一号
壱壱　一八番　二号
ケ　一一二番　三号
六　五八番二　四号
五六番乙　五号
三〇番　十号
ユ　六三番　六号
一二六番　八号
甲　三六番三　七号
七　四五番　九号

四　和歌山県小南地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

和歌山県海南市下津町下

字山田垣内　三八番　一号
五二番二　四号
三九番　八号
字岩ノ谷　六一番一　六号
七〇番二　七号

和歌山県海南市下津町小南

字西畑　二〇一番　二号
二〇九番一一　三号

和歌山県海南市下津町黒田

字岩ノ谷東原　五五四番　五号

五　和歌山県三瀬川地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を三瀬川谷川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

和歌山県有田郡有田川町三瀬川

字上浦　二三二番　一号
二五一番三　二号
二七四番　三号
二九八番　四号
三〇三番　五号
三二五番　七号

字下浦　三四二番一　六号

六　和歌山県九鬼地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を国道一六八号線道路敷及び田辺市道岩の平線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

和歌山県田辺市本宮町大居

字竹森通り　一七一一番　一号
一六一九番六　二号
一六四〇番一　三号
一六四一番　四号
一六四三番　五号
一六五一番　八号
一六二九番　九号
一六九一番一　十号
一八三一番　六号
一八二九番一　七号
字永春